

中部運輸局海上安全環境部

令和8年4月13日 14時00分発表

連絡先
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 中根 澤尻
TEL 052-952-8012

輸送の安全確保に関する警告書の発出について (一般不定期航路事業者)

令和8年2月10日、伊良湖パイロットボート株式会社が経営する一般不定期航路事業において運航する水先船「いらご5」が伊良湖岬沖で漁船と衝突する事故が発生しました。

これを受けて、当局が、同年3月4日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、安全管理規程等の遵守義務に違反する事実が確認され、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和8年4月13日

2. 事業者の概要

事業者名: 伊良湖パイロットボート株式会社 (代表取締役 池山 薫)
住 所: 愛知県知多郡南知多町大字師崎字神明山 8 番地

3. 命令内容

以下について講じた措置を、令和8年5月14日までに文書により報告すること。

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

- ④ 船長は、安全管理規程第30条並びに運航基準第10条及び11条に基づき、基準経路上の定められた地点に達したときその他の同条で定められた場合に、同条で定められた事項について、運航管理者に連絡を行うこと。
- ⑤ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、周知徹底を図ること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数	9点
当該事業者に付された累積違反点数	9点